

消費者庁における消費者教育の取組について

消費者庁消費者教育推進課



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

消費者教育の現状

- ライフステージに応じた場を活用して消費者教育を実施してきたところ、学校、地域社会における取組は一定程度進捗。今後の課題は、職域における従業員に対する教育の実施。
- 消費者教育ポータルサイトによる教材、講師、注意喚起チラシ等の効果的な教育の実施を促進。

学校

学習指導要領に基づく実践的な教育の推進

- ✓ 新学習指導要領において消費者教育の内容を充実
小学校(2020年度～)、中学校(2021年度～)、高等学校(2022年度～) 及び特別支援学校
- ✓ 高等学校等における「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の実施
- **外部講師の活用等**一層の消費者教育の改善・充実

地域社会

消費生活センターを地域住民に消費者教育を提供する場として拠点化

- ・ 計画策定、協議会設置が進み、消費生活センター等を拠点に、地域の消費者教育は**一定程度進捗**
- ✓ 消費者教育推進計画：47都道府県・19政令市（2023年4月時点）
- ✓ 消費者教育推進地域協議会：47都道府県・19政令市（2023年4月時点）
- ✓ 消費者教育コーディネーターの配置：47都道府県、18政令市（2023年4月時点）
- ✓ 地方公共団体による講座の実施（2023年4月時点）
対学生：7,292、対社会人：2,923、対高齢者：6,250
エシカル消費：5,338、高齢者等の見守り：7,135、消費者被害防止：17,732
- **コーディネーターや担い手の育成、関係者の連携・相互の学び**を促進

職域

事業者の形態、事業分野等に応じた従業員に対する教育を実施

- ・ 取組は**緒に就いたところ**
※従業員向け消費者教育の推進に関する取組（研修教材の開発等）を実施（2022年度～）
- **継続的学び**に向け、職域の取組を強化

○消費者教育の推進に関する法律（平成24年12月施行）第9条に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成。消費者教育推進会議及び消費者委員会からの意見聴取等を経て、閣議で決定。（平成25年6月に決定し、平成30年3月に変更）

○基本方針＝消費者教育の担い手（国、地方、消費者団体、事業者等、消費者自身）にとっての指針。

I 消費者教育の推進の意義

消費者を取り巻く現状と課題

- ・消費者の多様化（高齢化、成年年齢引下げ、孤独・孤立の顕在化等）
- ・デジタル化の進展（商品取引・サービス利用形態、情報取得・発信の変化等）
- ・持続可能な社会実現に向けた気運の高まり（食品ロス削減、カーボンニュートラル、プラスチック資源循環、サステナブルファッション等）
- ・自然災害等の緊急時対応（コロナ禍における不確かな情報の拡散等）

- 消費者の自立支援＝合理的意思決定ができ、被害に遭わない
+ より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成（消費者市民社会の形成に参画）→ **SDGsの達成にも不可欠**
- ・消費者のぜい弱性への対応、個人のWell-being向上の観点

II 消費者教育の推進の基本的な方向

今期の基本方針における基本的視点

- ・「教えられる」だけでなく、消費者による**自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことを促進**
- ・消費者の多様化等を踏まえた**きめ細やかな対応**
- ・**デジタル化への対応**
- ・**消費者市民社会の一員としての行動を促進**

○体系的推進のための取組の方向

- ・幼児期から高齢期までライフステージに応じた体系的・継続的な実施
- ⇒広く社会で、消費者の**継続的な学びと考える力の獲得を支援**することが重要
行動経済学や心理学の知見も踏まえ、先ずは消費者が自身を知ることを促す観点も重要

- ・消費者の多様な特性（年齢、性別、障がいの有無、国籍など）に応じた**アプローチ**
- ⇒**不安をあおって契約させる商法（霊感商法）等、被害に遭いやすい手口・手法等**について注意喚起、若年者等が相談しやすい**メールやSNS等による消費生活相談の支援**、多様な高齢者の実態や**デジタル化を踏まえた一層の工夫**、など

・デジタル化に対応した消費者教育の推進

- ⇒トラブルを回避する**知識、批判的思考力、適切な情報収集・発信能力**の重要性の高まり
ポータルサイトでの情報提供・連携促進、最新のトラブル事例や教材の提供による担い手支援

- ・消費者市民社会構築に向けた多角的な視点の情報提供
- ⇒社会的課題を**自分事として捉え、消費行動により課題解決**ができるよう積極的に情報提供
デジタルを活用した**消費者自らの情報収集、相互へ伝え合う活動の促進**
緊急時には、**不確かな情報に基づく行動への注意喚起、適切な意見の伝え方等**、合理的判断をするために必要な情報を提供

○各主体の役割と連携・協働

- ・国と地方公共団体
- ・消費者行政と教育行政
- ・地方公共団体と消費者団体、事業者等
- ・**消費者と事業者**

地域における多様な主体間のネットワーク化
（結節点としての消費者教育推進地域協議会、コーディネーター）

○他の消費生活に関連する教育との連携推進

（金融経済教育・法教育・情報教育・環境教育・食育・主権者教育等）

III 消費者教育の推進の内容

様々な場における消費者教育

人材（担い手）の育成・活用

学校	(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等) ・ 成年年齢引下げ を踏まえつつ、学習指導要領の趣旨や内容の周知・徹底 ・ 外部講師の活用 の促進 ・ デジタル教科書等に対応した教材 提供 ・ 教科横断的な実践 等好事例の周知	(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等) ・ 教員養成課程や現職教員研修等における消費者教育に関する内容の充実 ・ 国民生活センター等の教員向け研修の活用を推進
地域社会	(大学・専門学校等) ・消費者教育の 次世代の担い手育成 の視点 ・ 学生主体による啓発活動等 の取組事例の収集・提供 ・ マルチ等消費者被害に遭いやすい類型・手法の知識 の提供	(大学等) ・ 地方公共団体や関係団体との連携の枠組みを構築 ・消費者教育推進地域協議会への参画を促進
家庭	・消費生活センターが啓発活動やコーディネート機能を担うよう体制整備 ・社会教育施設等の活用 ・見守りネットワーク、消費生活協力員・協力団体等の仕組みを活用した推進 ・ 誰一人取り残されないデジタル化への対応	・消費者団体・NPO等による消費者教育 ・地域で活動する団体の情報提供等の支援 ・国民生活センター、消費生活センター、社会教育施設等の担い手育成拠点化のための、情報提供、消費生活相談員の資質向上に向けた支援
職域	・事業者のニーズも踏まえつつ、事業者による従業員への消費者教育の意義、メリットを整理 ・ 事業者向け消費者教育プログラム の開発 ・ 積極的に取り組む事業者の奨励	(消費者) ・優良事例の提供、消費者月間等を活用した周知啓発により 消費者の自主的な相互の学びの取組を支援

消費生活センター等を拠点とする、多様な主体が連携・協働した体制作り
様々な場における、外部人材を活用した効果的な消費者教育を実現

消費者教育コーディネーターの配置・育成

国による連携・協働の働きかけ

- ・多様な関係者や場をつなぐ重要な役割
- ・**コーディネーター会議の開催による課題や目標等の抽出、地域ごとに直面する課題の共有**

- ・**若年者と地域の消費者団体、社会的課題の解決に取り組む事業者・事業者団体等による協働や、ネットワーク構築の促進**

IV 関連する他の消費者施策との連携

- ・食品と放射能に関する理解増進
- ・事故・トラブル情報の迅速的確な分析・原因究明 など

V 今後の消費者教育の計画的な推進

KPIの検討・設定

- ・実態調査や関係省庁のデータ等をいかしつつ、**適切な指標を検討**
- ・**地方公共団体の推進計画での設定も促す**
- ・都道府県、市町村の**地域の特性に応じた推進計画策定等の推進・支援**
- ・社会経済情勢の変化等に対応するため**必要に応じ基本方針の変更を検討**

消費者教育推進会議の概要 (平成25年3月～)

消費者教育推進会議

【設置根拠】

消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）

（※以下「法」という。）

【参考】法第19条第1項（消費者庁に、消費者教育推進会議を置く。）

【会議の役割（任務）】

- ① 消費者教育の総合的・体系的かつ効果的な推進
- ② 内閣総理大臣及び文部科学大臣が作成（変更）する「基本方針」案への意見具申

【委員の任命】

消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体を代表する者、学識経験を有する者並びに関係行政機関及び関係する独立行政法人の職員のうちから、**内閣総理大臣が任命**

（法第19条第3項）

【人数・任期】

20人以内 ・ 2年

【参考】消費者教育推進会議令（平成24年政令第291号）

第1条 消費者教育推進会議は、委員20人以内で組織する。

第3条 委員の任期は、2年とする。（略）

第6期委員

<計20名>

朝比奈 玲子	静岡県教育委員会高校教育課教育主査
江 花 史郎	弁護士（日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員）
遠 藤 友美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東日本支部エシカル&環境研究会代表
大 槻 督 昭	京都府消費生活安全センター長
大 藪 千 穂	国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学副学長・教育学部教授
柿 野 成 美	法政大学大学院政策創造研究科准教授
角 山 信 司	公益財団法人消費者教育支援センター理事・首席主任研究員
城 戸 淳 男	公益社団法人日本社会福祉士会理事
坂 本 有 芳	岡山市消費生活センター所長
佐 藤 雄一郎	国立大学法人鳴門教育大学大学院学校教育研究科教授
末 吉 里 花	公益社団法人消費者関連専門家会議理事／企画委員会委員長
高 橋 みゆき	一般社団法人エシカル協会代表理事
高比良 直子	群馬県立伊勢崎高等学校校長
武 井 敏 一	公益社団法人全国消費生活相談員協会消費者教育研究所研究員
楯 美和子	金融広報中央委員会会長
中 野 吉 朗	一般社団法人日本経済団体連合会消費者政策委員会企画部会長
並 木 茂 男	公益社団法人日本PTA全国協議会副会長
長谷川 元 洋	三鷹の森学園三鷹市立第三中学校校長
原 田 由 里	金城学院大学国際情報学部教授・博士（教育学）
宮 木 由貴子	一般社団法人E Cネットワーク理事
	株式会社第一生命経済研究所取締役・主席研究員
	一般社団法人日本ヒーブ協議会特別会

<第1期>

平成25年3月～平成27年2月

- 基本方針の作成への意見
- 消費者教育推進の課題検討

<第2期>

平成27年7月～平成29年6月

- 基本方針の見直しに向けた論点整理
- 社会情勢等の変化に対応した課題

<第3期>

平成29年8月～平成31年7月

- 基本方針の見直しに関する意見（平成30年3月に基本方針を変更）
- 社会情勢等の変化に対応した課題

<第4期>

令和元年10月～令和3年9月

- 社会情勢等の変化に対応した課題
 - ・全世代における体系的な消費者教育に向けた連携促進
 - ・デジタル化対応した消費者教育推進
 - ・緊急時の消費者行動について

<第5期>

令和3年10月～令和5年9月

- 基本方針の見直しに関する意見（令和5年3月に基本方針を変更）
- 社会情勢等の変化に対応した課題
 - ・「消費者力」育成・強化ワーキングチーム

<第6期>

令和5年10月～令和7年9月

- デジタル化に対応した消費者教育の推進
- 地域における体系的な消費者教育推進のための更なる体制整備
- 「消費者市民社会」の構築に向けた消費者教育
- 「消費者力」の育成・強化にむけた方策

第5期消費者教育推進会議取りまとめ

第5期消費者教育推進会議(令和3年10月～令和5年9月)における審議等の概要

1. 消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更

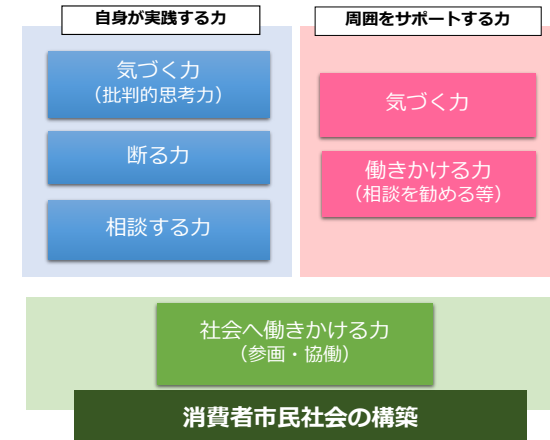
- 消費者の多様化や社会情勢の変化等を踏まえ、計4回の推進会議において議論
- 新たな基本方針では、**基本的視点**を定めるとともに、**消費者教育コーディネーターの機能強化**を図ること、今後**KPI**の検討・設定を進めること等を規定

- ①消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことの促進
- ②多様な消費者の特性を踏まえたきめ細やかな対応
- ③デジタル化への対応
- ④消費者市民社会の一員としての行動の促進

- 新たな方針を踏まえ、関係省庁間において連携を強化するとともに、地方公共団体や関係団体等と緊密に連携して取組を進める必要

2. 「消費者力」育成・強化ワーキングチーム

- 「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」等の指摘を踏まえワーキングチームを立ち上げ
- 被害未然防止のため、今求められる「消費者力」と、効果的な教材のあり方や普及の方策等について整理



3. その他

- 成年年齢引下げに対応した消費者教育の取組を報告
- より適切な消費者教育に関するKPIの設定に向けて議論するとともに、消費生活意識調査の結果を報告

次期(第6期)消費者教育推進会議における課題等

- 新たな基本方針の基本的視点を踏まえ、以下の事項についての議論を期待

1. デジタル化に対応した消費者教育の推進

技術革新に伴う消費者のぜい弱性等を踏まえつつ、教材開発・活用、担い手の育成、情報提供等の推進

2. 地域における体系的な消費者教育推進のための更なる体制整備

コーディネーターの育成促進、多様な消費者への細やかな対応、地域社会や企業との連携等による更なる体制整備

3. 「消費者市民社会」の構築に向けた消費者教育

消費者市民社会の理解促進や、エシカル消費の普及啓発等の効果的な手法や担い手への支援方策等

4. 「消費者力」の育成・強化に向けた方策

「消費者力」の育成・強化のための新たな教材をより実践的な教材とし、効果的な普及・活用促進を図る方策等

「社会への扉」等を活用した消費者教育出前講座（講師派遣）

- 消費者庁が作成した若年者向け消費者教育教材「社会への扉」や「鍛えよう、消費者力」等を活用し、消費者トラブルの実態に精通した消費生活相談員等を学校に派遣し、実践的な消費者教育講座を実施。
- 令和5年度：174校（中学：25校、私立高校・高専：34校、特支：40校、大学：70校、教員等：5校）

令和6年度消費者庁委託事業「外部講師を活用した実践的な消費者教育講座」

～18歳から「大人」です。契約も親権者の同意なくできます。～

消費者教育出前講座の講師を派遣します！

消費者トラブルの実態に精通した消費生活相談員等が、具体的な事例をお伝えしながら、実践的な消費者教育講座を実施します。

■派遣対象

中学校（公立・私立）、私立中等教育学校、私立高等学校、私立高等専門学校、特別支援学校（中学部・高等部）、私立高等専門学校、大学、短期大学、専門学校（上記対象校の生徒・学生・教職員・保護者会・PTA）

■開催費用：無料

■講座時間：15分～1時間程度（応相談）

■開催方法：

①対面講座

講師が学校へ訪問し、対面方式で講座を実施します。

②オンライン講座（同時双方向型）

オンラインシステムを使用し、講師が遠隔で講座を実施します。

③オンデマンド講座（非同期型）

専用サイトまたは学校の遠隔学習システムを使い、パソコン、タブレット、スマートフォンから受講します。一定期間、いつでも、どこでも受講可能です。

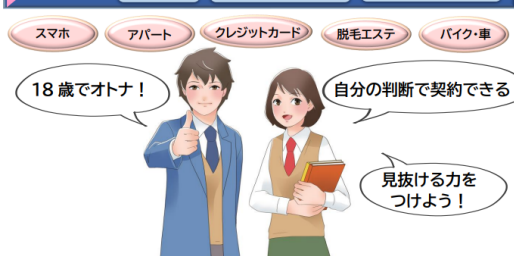
■お申込方法：

「お申込シート」に必要事項をご記入のうえ、メールまたはFAXでお申込みください。
※「お申込シート」は（公社）全国消費生活相談員協会ホームページより入手ください。
メール：wakamonodema@zenso.or.jp FAX:03-5614-0743

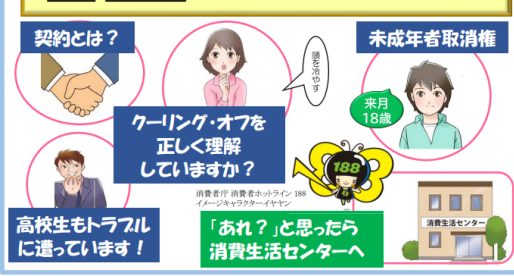


- 対象校：公立・私立中学校、私立中等教育学校、私立高等学校、高等専門学校、公立・私立大学（短期大学含む）、公立・私立特別支援学校（中等部、高等部）、公立・私立専門学校
- 対象者：上記学校の生徒・学生・教職員・保護者
- 講座形式：対面、オンライン講座、オンデマンド講座

～令和6年度消費者庁外部講師を活用した実践的な消費者教育講座～
私立高等学校・私立高等専門学校・私立高等専門学校へ消費者教育出前講座をお届けします



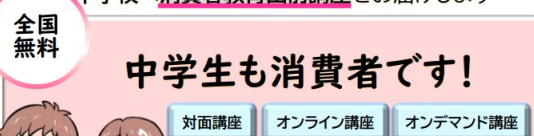
- ◆教科の中で実施（TTも可能です）
「家庭」「公民」「情報」「総合的な探究の時間」
- ◆その他の時間で実施
例：LHR、学年集会、進路指導（奨学金関係等）
- ◇先生方、保護者の方（保護者会・PTA）対象の講座も実施します。



消費者庁外部講師を活用した実践的な消費者教育講座受託団体：（公社）全国消費生活相談員協会

裏面も御覧ください！

～令和6年度消費者庁外部講師を活用した実践的な消費者教育講座～
中学校へ消費者教育出前講座をお届けします



- ◆教科の中で実施（TTも可能です）
技術・家庭科、社会科、総合的な学習の時間
- ◆その他の時間で実施
LHR、学年集会、卒業前の出前講座等
- ◇先生方、保護者の方（保護者会・PTA）対象の講座も実施します。



消費者庁外部講師を活用した実践的な消費者教育講座受託団体：（公社）全国消費生活相談員協会

裏面も御覧ください！

- ・学校の状況や設備に応じて開催方法や講座の内容は柔軟に対応いたします。適宜ご相談ください。
- ・講座は、通常、消費者庁作成の教材等に準拠したパワーポイントを使います。
- ・学校現場の実情に応じたトラブル事例等講座の内容についてご希望があれば、ご連絡ください。

《本件お問合せ先》（公社）全国消費生活相談員協会（全相協）
消費者庁消費者教育出前講座担当 TEL:03-5614-0543
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留 101

本事業については、全相協HPでもご案内しています。



特別支援学校向け消費者教育用教材と活用事例集の作成

- 消費者教育教材「社会への扉」の音声読み上げツールを作成（2020年3月公表）
- 主に知的障害のある生徒を対象とする消費者教育教材「ショウとセイコと学ぼう！大切な契約とお金の話」（スライド教材、ワークシート、活用の手引き等）を作成（2021年6月公表）
- 特別支援学校向け教材を活用した7つの実践事例を収録した活用事例集を作成（2022年3月公表）

【特別支援学校（高等部）向け教材】

【教材の内容】

- 基礎編①** 買物・契約の基本
- 基礎編②** 商品の選び方
- 基礎編③** いろいろな支払方法
- 基礎編④** 上手なお金のやりくり
- 実践編①** ネットショッピング
- 実践編②** スマホ・ネットでのトラブル
- 実践編③** 契約トラブルの対策・対処法

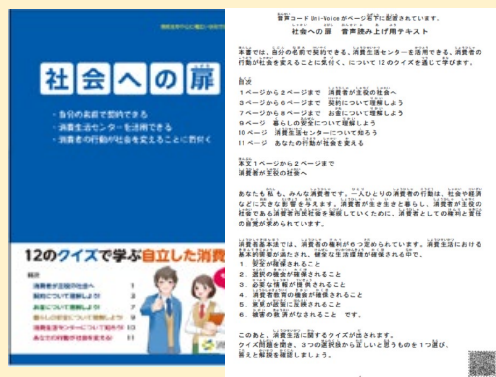
【教材の特徴】

- 特徴1** 学習指導要領と関連付けた「基礎編」と「実践編」の2部構成
- 特徴2** 教員がカスタマイズ可能なスライド教材
- 特徴3** 断り方や相談の仕方を高校生のキャラクターと一緒に学ぶスタイル
- 特徴4** スライドの見やすさ・わかりやすさの工夫

スライド教材の一例



【音声読み上げツールの提供】



【活用事例集の内容】 ※教材の活用法を紹介した指導案や授業の様子を収録

- 事例1** 売買契約について考える
- 事例2** 商品の選び方を学ぶ
- 事例3** いろいろな支払方法の特徴・注意点を理解する
- 事例4** 契約って何だろう？一緒に考えてみよう！
- 事例5** 買物・契約の基本を学ぶ
- 事例6** ネット関連の消費者トラブルに巻き込まれないために
- 事例7** 消費者トラブルを知り、きっぱり断る練習をしよう！



高齢者向け消費者教育教材と活用事例集の作成

- 令和3年度、地方消費者行政に関する先進的モデル事業において、高齢者向けデジタル教材を開発。高齢者等への効果的な普及啓発手法についての実証を実施（令和4年3月公表）。
- 令和4年度、消費者庁新未来創造本部のモデルプロジェクトにて、教材を活用した講座等の6つの事例を収録した活用事例集を作成（令和5年3月公表）。

掲載ページ



特徴①

イラストを用いてわかりやすくシンプルな構成。
振り返りクイズで、対処法等について確認。

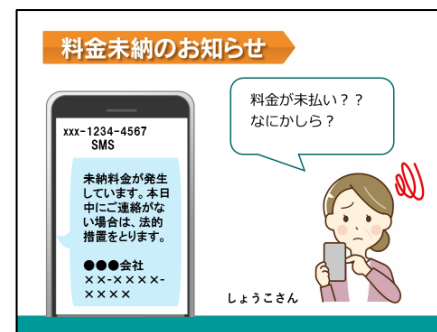
特徴②

ネットショッピングやSNSでの儲け話等、
最新の消費者トラブル事例を提供

特徴③

講座やイベントなどの使用場面に応じて活用
できるスライド教材と動画教材を提供。

＜スライド教材の例＞



振り返りクイズ

スマホに「未納料金が発生しています。本日中にご連絡がない場合、法的手続きに移行します。」というショートメッセージが届きました。

どちらが正しい対処法でしょうか？

A. 連絡して事情を聞いてみる

B. 無視する

＜活用事例＞

事例1

消費生活相談員等が実施する出前講座での活用 Part 1

●受講者：70～80歳代の15名 ●時間：60分 ●講師：消費生活相談員1名

流れ	講座実施におけるポイント	講座の様子等
前半 30分	＜本教材を基に講師が作成した教材を活用＞ ・「ネットショッピングを安全に利用するために」を活用し、消費生活センターに寄せられる相談件数の多い消費者トラブルを具体的に説明する。 ・淡々と説明すると受講者に関心を持っていただくことが難しくなるため、教材に登場する人物のセリフを抑揚をつけながら読み上げるよう工夫する。	
後半 30分	・DVD「なぜ、騙されるのか？高齢者を狙う悪質商法・詐欺に対処するには（東映（株））」（上映時間23分）を視聴してもらい、投資に関するトラブルの回避方法について説明する。 ・困った時は消費生活センターに連絡するよう伝える。	

登場人物が会話する形式のスライドの例

講師の感想

- ・ショートメッセージによる架空請求について説明すると、「自分にもこのようなことがあった」と受講者から感想をいただき、トラブルを身近なものとして感じていただけた。
- ・スライド形式の教材は、講師が伝えたい内容を自由に追加・修正することができるので、活用しやすい。
- ・ドラマ仕立ての動画形式の教材があれば、受講者により興味を持って見てもらえるのではないかと。

教材のテーマ	動画 (分)
スマホデビュー時に気を付けたいこと	7:37
ショートメッセージによる架空請求に気を付けよう	5:46
SNSで、うまい話にだまされないために	7:14
ネットショッピングを安全に利用するために	7:19
アプリを理解し、安全に使おう	7:07
送り付け商法にご用心	1:53
還付金詐欺に気を付けよう	3:05
消費生活センターに相談しよう	5:28

デジタルをデジタルで学ぶ「デジタル社会の消費生活」

- 消費者庁（新未来創造戦略本部）において、啓発用デジタル教材を活用した効果的な啓発手法の構築のための実証事業を実施（令和4年3月公表）。
- デジタル社会における典型的な消費者被害に対応する方法を含め、①オンライン授業が増加する学生に対し、デジタル教材を整備、②企業向けにもテレワークでオンライン学習できるデジタル教材を整備。

【学習動画】

デジタルをデジタルで学ぶ
「デジタル社会の消費生活」

高校生、社会人のみなさまが、消費生活の様々な場面で起こることを「自分ゴト化」して捉え、デジタル社会において安全・安心に消費生活を送るために必要な知識を習得でき、幅広い世代の方が学べる教材です。

【教師用】指導手引書

Text Movie Worksheet Digital Content

深く理解する 見て学ぶ 思考を活性化・結果の共有 操作・体験して学ぶ

テキスト 12種 動画 13種 ワークシート 7種 アプリ・eラーニング 5種

製品の安全性
通販による
海外取引など

定期購入
トラブル

投資などの
お金に関する
トラブルや
悪質商法について

若者に多い
トラブルについて

お金の管理
収支予算の算出、
多重債務

CtoC取引と
注意点

キャッシュレス決済の
種類と仕組みを
理解しよう

インターネット広告の
仕組みや注意点とは？

【デジタルコンテンツ】

今後の10年の
ライフプランを
体験しよう

ローン利用を
シミュレーション
しよう

デジタル取引を
体験しよう

チェックしよう！
「だまされやすさ」
の心理傾向

クイズで確認
消費生活の
基礎知識

自由に
組合わせできる！

消費生活分野
5コマ分のパッケージ教材！

GIGAスクール
構想に

企業研修や
自習学習に！

高校生向け授業モデル

1限目	情報の収集・比較と意思決定
2限目	購入と契約
3限目	支払いと信用取引
4限目	消費者の権利と責任
5限目	生涯を見越した経済の管理

デジタル取引
に対応

「資産形成」
に対応

eラーニング
＜公開準備中＞

動画

若年者層向け、
中高年者層向け

お金の管理、
製品安全など

安全・安心な消費生活を送るために知っておきたい内容を、スマートフォンやタブレットで気軽に学ぶことができます。
動画で学びクイズで確認するeラーニング教材は、若年者層向けと中高年者層向けの2種類を用意しました。

知っておいてほしい〈基礎〉と、発展知識の〈応用〉を説明用テキストやワークシート、動画、アプリと組み合わせ、すぐに授業で使えます。
テキストやワークシートはパワーポイント形式の電子ファイルのため、授業用に自由にアレンジできます。

事業者における従業員向け消費者教育の推進

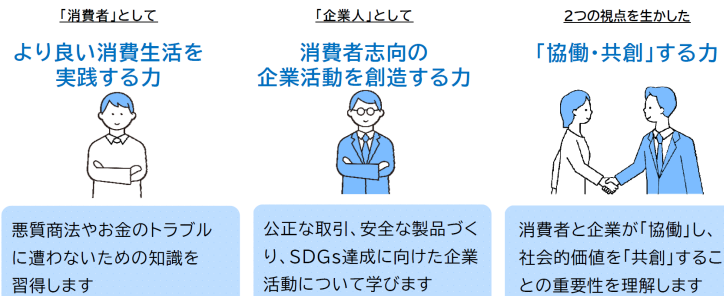
令和4年度：事業者において特に新人・若手向け従業員を対象とする消費者教育研修プログラムを開発。
 令和5年度：新人・若手向けの研修（講師派遣）を実施し、壮年・退職期の従業員向けプログラムを開発。
 （集合研修・個別企業への講師派遣：108社）※研修実施マニュアル、活用マニュアルを作成。
 令和6年度：従業員向け研修プログラムを活用した研修（講師派遣）を委託事業で実施。

対象

職域における消費者教育
学びの見通し（イメージ）



内容



消費生活に関わる5つのテーマを
「消費者」と「企業人」の視点で学ぶ研修プログラム



研修用ツール

- ① 研修用スライド (Training slides)
- ② 講義動画 (Lecture video)
- ③ ワークシート (Worksheet)
- ④ 研修ガイド動画 (Training guide video)
- ⑤ 講師用指導ガイド (Instructor's guide)
- ⑥ 研修実施マニュアル (Training implementation manual)

【本プログラムの掲載箇所】

消費者庁 従業員向け消費者教育



https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/business_education/program_01/

講師養成研修・個別企業への講師派遣を実施

詳しくは【消費者教育支援センターのサイト】へ



若手従業員向け消費者教育プログラムの活用マニュアル

新未来創造戦略本部のモデルプロジェクトとして、令和5年度に企業や事業者団体等に講師を派遣し、若手従業員向けの消費者教育プログラムを活用した研修を実施。実施事例をもとに、消費者教育の担い手（自治体の消費者教育コーディネーター等）が、地域の企業等に対して研修を働き掛ける際の課題や方策を検討し、活用マニュアルを制作（令和6年5月公表）。



＜活用マニュアルの構成＞

1.「若手従業員向け研修プログラム」

活用方法

- ・研修の目的
- ・教材のカリキュラムや効果
- ・研修ツールの使い方や事前準備



2.研修プログラムの導入を呼び掛ける

- ・研修を導入する手順や課題
- ・企業へのアピールポイント

3.若手従業員向け研修を企画・実施する

- ・研修目的の明確化
- ・講師の選定
- ・講師との打ち合わせ
- ・研修効果を高める工夫

4.モデル研修の実施事例（6例）

- ・実施までの経緯
- ・モデル研修の概要
- ・受講者、主催者、講師の声

5.アンケート調査の集計・分析結果

研修プログラムの導入

研修プログラムが企業活動にどういった影響を与えるか、従業員の行動変容を促すことができるのかといった観点で、研修プログラムの受講効果やアピールポイントを掲載

◆受講で期待される3つの効果

「業務に関わる知識等の習得」、「従業員への福利厚生」、「ワークの効果」

◆5つのカリキュラムのアピールポイント 等

カリキュラム	受講効果	トラブルの未然防止	よい組織づくり・人的資本投資	新事業創出・社会貢献
1.消費者トラブルへの対応	◎	◎	○	
2.持続可能な社会の形成	△	△	○	◎
3.製品安全の考え方	○	○	○	
4.生活を支えるお金			◎	
5.インターネット取引	◎	◎	○	
企業の例	・「消費者志向自主宣言」を行っている企業 ・開業間もない企業 ・効果効能をうたうサービス業・製造業（エステ、化粧品・健康食品メーカー、塾など） ・「人的資本経営」や「健康経営」に積極的な企業 ・SDGsビジネス、エシカル分野に興味関心を持つ企業 ・地域社会への貢献を理念として掲げている企業			

▲カリキュラム別の期待される受講効果と企業の例

モデル研修の実施事例

研修導入の経緯や講師がカスタマイズした内容等を掲載

- ◆企業等の研修ニーズと従業員教育への思い
- ◆研修の構成、補足資料の追加等の工夫
- ◆受講者や講師の感想結果

本社と各営業所をつないだハイブリット方式で開催。

【概要】

①生活を支えるお金（45分）
ガイダンス（5分）
講義パート1（16分）
講義パート3（18分）★1
講義パート2（6分）
②消費者トラブルへの対応（6分）
消費者トラブル事例・188の紹介（6分）★2



★1（追加資料）年代による資産運用の性質の違い

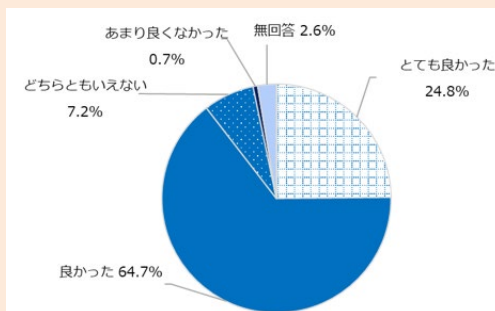
★2（追加資料）脱モエスデ・ネット通販等のトラブル事例

▲「生活を支えるお金」と「消費者トラブルへの対応」を組み合わせた実践例

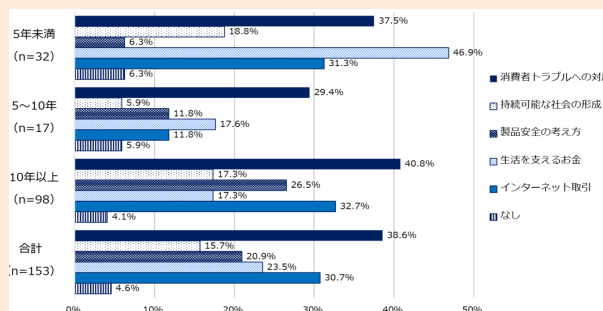
アンケート調査の集計・分析結果

参加者の属性や研修への評価、研修内容が今後の消費行動・企業活動に役立つかについてのアンケート結果を集計・分析。研修実施後の主催者及び講師へのヒアリング結果のポイントも掲載。

- ◆使用した教材や講師の説明に対する評価を集計
- ◆「消費生活に関して受講してみたい/受講を勧めてみたいカリキュラムや内容」について、勤続年数別と年代別にクロス集計



▲使用した教材に対する評価



▲受講したい（受講を勧めてたい）カリキュラムの内容

消費者教育ポータルサイトでの教材・取組等の周知

消費者教育ポータルサイトは、学校や地域等において消費者教育を実践するために役立つ**教材、取組事例、講師派遣を行う団体、注意喚起チラシ**等の情報を収集し、提供する消費者庁のウェブサイトです。

④ 消費者教育ポータルサイト



教材を探す

登録されている消費者教育に関する教材を検索できます。

取組事例を見る

教材を利用した消費者教育実践事例や、消費者教育コーディネーター等の各種取組事例をご紹介します。

講師を探す（団体情報バンク）

職員等を講師として派遣する活動をしている団体をご紹介します。学校や地域の団体、サークル等で学習会や研修会への講師を探す際に活用できます。

注意喚起チラシを探す

国や地方公共団体、各種団体が発行している注意喚起用のチラシをご紹介します。

楽しみながらデジタル社会を学ぶ —メールカリの消費者教育—



授業で用いたスライド

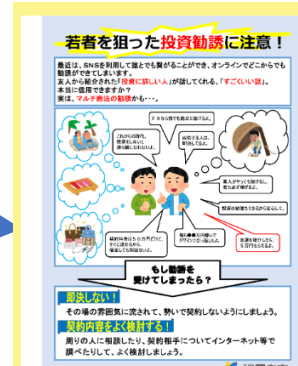
1.キャッシュレス決済の便利ところ(利用者の視点)



書店を訪れたグループの発表



東京弁護士会	弁護士	①消費者被害とは何か、なぜ起きるのか、消費者被害の実態について学びます。 ②被害者にならないようにするだけでなく、加害者側にならないための心構えを学びます。 ③特に成年年齢引下げに伴い若年者の消費者被害の増加が懸念されるため、若年者の消費者被害の実態や対策について学びます。 ④消費者被害のない社会をつくるために消費者ひとりひとりができることを考えます。	実際に身近で発生している様々な消費者被害(不当請求、マルチ商法、キャッシュレス、インターネットを利用した最新の消費者被害等)を題材とします。 「消費者市民社会」の理念に従い、単に被害を防止するのみではなく、被害者を作らず、加害者にもならない社会を、消費者ひとりひとりがどのように構築していくのかという観点から授業を行います。 具体的には、典型的な悪質商法や近年増加している最新消費者被害の実例を紹介するほか、被害者・加害者にならないための予防方法や心構え、消費者市民社会の理念と私たち消費者一人一人ができること、といった題材をご要望に応じて取り上げます。そのほか、弁護士の仕事や弁護士に対する質問などにも適宜お答えしています。	03-3581-2206 ogasawaray@to ben.or.jp	詳細
--------	-----	---	--	--	--------------------



「若者を狙った投資勧誘に注意!」



見守り新鮮情報 第445号(障がいのある方も気を付けて! SNSで副業トラブル)



見抜く力 断る勇気を! 【若年者向け】悪質商法

<https://www.kportal.caa.go.jp>